

改正

平成一七年 六月条例第四九号

平成一八年 七月条例第三五号

平成二四年一二月二〇日条例第五七号

平成二六年 三月二〇日条例第二七号

平成三一年 三月二九日条例第二八号

令和 七年一二月一五日条例第八〇号

江戸川区自動車駐車場条例

題名改正〔平成一八年条例三五号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区自動車駐車場（道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第二十四条の二第一項に規定する駐車料金を徴収する自動車駐車場。以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例三五号・二四年五七号〕

(設置)

第二条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江戸川区新川地下駐車場	江戸川区船堀六丁目一番地先
江戸川区なぎさ南駐車場	江戸川区南葛西六丁目三番地先
江戸川区東大島駅駐車場	江戸川区小松川一丁目五番地先

全部改正〔平成一八年条例三五号〕

(供用時間)

第三条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、第十七条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、区長の承認を得て、これを変更することができる。

一部改正〔平成一八年条例三五号・三一年二八号〕

(駐車場を利用できる自動車)

第四条 駐車場を利用できる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める大きさを超えないものとする。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

（駐車場の利用）

第五条 駐車場の利用は、時間を単位とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、規則で定める期間について定期駐車券利用をさせることができる。ただし、定期駐車券利用をさせることができる自動車の数は、一般の駐車を妨げない範囲内のものでなければならない。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

（利用料金）

第六条 駐車場の利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、一般利用にあつては一時間につき二百円、定期駐車券利用にあつては一月につき二万四千二百円の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。ただし、江戸川区新川地下駐車場の三十分以内の一般利用に係る利用料金は、無料とする。

全部改正〔平成一八年条例三五号〕、一部改正〔平成二四年条例五七号・二六年二七号・三一年二八号・令和七年八〇号〕

（利用料金の徴収）

第七条 前条に規定する利用料金は、利用者から出車の際に徴収する。ただし、定期駐車券に係る利用料金は、定期駐車券の発行のときに徴収する。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

（利用料金の減額又は免除）

第八条 駐車中の自動車を緊急に出車させなければならない事態が生じたときその他指定管理者が特別の理由があると認める場合には、第六条本文に規定する利用料金を、あらかじめ区長が定める基準に従い、減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

（利用料金の不徴収）

第九条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車を駐車させる場合は、利用料金を徴収しない。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

(利用料金の不還付)

第十条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

(駐車日数の制限)

第十一条 利用者は、同一の自動車を引き続き一週間を超えて駐車させてはならない。ただし、定期駐車券利用の駐車については、この限りでない。

一部改正〔平成一八年条例三五号〕

(駐車拒否)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- 一 駐車場の構造上駐車することができない場合
- 二 発火性又は引火性の物品を積載している場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上、指定管理者が支障があると認める場合

一部改正〔平成一八年条例三五号・三一年二八号〕

(定期駐車券の譲渡等の禁止)

第十三条 定期駐車券利用者は、定期駐車券を譲渡し、又は転貸してはならない。

(定期駐車券利用の取消し)

第十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は定期駐車券利用を取り消すことができる。

- 一 偽り又は不正の手段により利用したとき。
- 二 この条例若しくはこの条例に基づく規則その他の規程に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上、指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一八年条例三五号・三一年二八号〕

(損害賠償の義務)

第十五条 利用者は、駐車場の利用に際し、その施設又は備付けの器具類を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二四年条例五七号〕

(割増金)

第十六条 指定管理者は、不正の行為により利用料金の徴収を免れた者に対して、その免れた額のほかに、その免れた額の二倍に相当する割増金を徴収することができる。

一部改正〔平成一八年条例三五号・二四年五七号〕

(駐車場の標識)

第十六条の二 法第二十四条の三の規定により特別区道に附属する駐車場に設ける標識には、次に掲げる事項を明示する。

- 一 利用料金の額
- 二 駐車することができる時間
- 三 利用料金の徴収方法
- 四 割増金の徴収に関する注意事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、駐車場の利用に関し必要と認める事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

追加〔平成二四年条例五七号〕、一部改正〔平成三一年条例二八号〕

(駐車場の管理)

第十七条 駐車場の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一八年条例三五号〕、一部改正〔平成二四年条例五七号〕

(指定管理者が行う業務)

第十八条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他駐車場の運営に関すること。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一八年条例三五号〕

(指定管理者の指定等)

第十九条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置

目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めたる者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一八年条例三五号〕

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七条例四九号・一八年三五号〕

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成十一年六月規則第四十一号で、同十一年六月一日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一八年七月二〇日条例第三五号)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十六条の次に三条を加える改正規定(第十九条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区自動車駐車場条例の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び施行日前に既に定期駐車券利用の承認を受けている者(次項の規定により施行日以後の定期駐車券利用に係る承認を受けた者を除く。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の定期駐車券利用に係る申込みその他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則(平成二四年一二月二〇日条例第五七号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則(平成二六年三月二〇日条例第二七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の江戸川区自動車駐車場条例第六条の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に既に定期駐車券利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則(平成三一年三月二九日条例第二八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第六条の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に既に定期駐車券利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和七年一二月一五日条例第八〇号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

改正

平成一八年 七月規則第六九号

江戸川区自動車駐車場条例施行規則

題名改正〔平成一八年規則六九号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区自動車駐車場条例（平成十年十二月江戸川区条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

(規則で定める自動車の大きさ)

第二条 条例第四条に規定する規則で定める自動車の大きさは、江戸川区新川地下駐車場にあっては、搭載物及び取付物を含め、長さ五・六メートル、幅二・〇メートル、高さ二・一メートル以内とし、その他の江戸川区自動車駐車場（以下「駐車場」という。）にあっては、当該駐車場の設備及び構造を勘案して、条例第十七条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が、区長の承認を得て定めるものとする。

2 前項の規定により、駐車場を利用できる自動車の大きさを指定管理者が区長の承認を得て定めるときは、当該大きさについて、駐車場の入口その他に掲示する等の方法により周知するものとする。

全部改正〔平成一八年規則六九号〕

(定期駐車券利用)

第三条 条例第五条第二項に規定する規則で定める期間は、一月を単位として一年を限度とする。

(定期駐車券利用の申込み等)

第四条 定期駐車券利用を希望する者は、定期駐車券利用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申込みについて、利用の承認をしたときは、定期駐車券利用承認書により申込者に通知する。ただし、定期駐車券利用の申込者が、区長の承認を得て定める定期駐車券利用台数を超えた場合には、抽選により利用者を決定する。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

(定期駐車券)

第五条 指定管理者は、前条第二項の規定により定期駐車券利用を承認した者（以下「定期駐車券利用者」という。）に対し定期駐車券を交付する。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（利用手続）

第六条 駐車場を利用する者（定期駐車券利用者を除く。）は、自動車を入場させるときに駐車券発券機から駐車券を受け取り、退場させるときに駐車時間に相当する利用料金を利用料金精算機に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、フラップ式その他の方法により管理を行う駐車場の利用手続については、指定管理者が区長の承認を得て、別に定める。

全部改正〔平成一八年規則六九号〕

（駐車券の紛失等）

第七条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券紛失届を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、当該自動車の入車時刻の認定は、指定管理者が区長の承認を得て行う。

2 定期駐車券の交付を受けた者が定期駐車券を紛失したときは、直ちに定期駐車券紛失届を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、定期駐車券を再発行する場合は実費を徴収することができる。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（利用料金の減額又は免除申請）

第八条 条例第八条の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減額・免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（利用料金の還付）

第九条 条例第十条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は当該各号に定めるところによる。この場合において、還付する額は利用しない期間に相当する額を基に算定する。

一 条例第十四条第三号の規定に基づき、利用承認を取り消したとき。 全額

二 定期駐車券利用者の責任によらない理由によって利用できないとき。 全額

三 一月前までに定期駐車券廃止願の提出があり、相当の理由があると認められるとき。 全額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、定期駐車券利用承認書を添えて、利用料金還付申請書

を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（駐車制限日数を超えた場合の措置）

第十条 条例第十一条に規定する駐車日数を超えて駐車しているときは、指定管理者は、利用者又は当該自動車の所有者（以下「所有者等」という。）に当該自動車の引取りを請求することができる。

2 前項の引取りを請求してもなお引取りがなく、かつ、当該自動車の駐車が他の自動車の駐車をそ害するおそれがある場合、指定管理者が区長の承認を得て、当該自動車を移動し、保管することができる。この場合において、あらかじめ移動場所その他必要な事項を所有者等に通知し、又は駐車場に掲示する。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（定期駐車券利用の取消し）

第十一条 指定管理者は、条例第十四条の規定により定期駐車券利用を取り消すときは、定期駐車券利用取消通知書により、当該定期駐車券利用者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（禁止行為）

第十二条 駐車場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車の駐車を妨げること。
- 二 駐車場の施設若しくは駐車中の自動車を汚染し、又はき損すること。
- 三 前二号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

（管理者の免責）

第十三条 区長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その賠償責任を負わないものとする。

- 一 天災等不可抗力による事故についての損害
- 二 駐車場を利用した者が自己の責任による理由によって引き起こした衝突、接触その他の事故についての損害
- 三 自動車内の物品等についての損害
- 四 その他駐車場の管理者の責任によらない理由によって生じた損害

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

（係員の指示）

第十四条 駐車場を利用する者は、その利用について、係員の指示を守らなければならない。

(休止)

第十五条 指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、区長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

(指定申請書の提出等)

第十六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十九条第二項に規定する事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 駐車場の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一八年規則六九号〕

(様式)

第十七条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一八年規則六九号〕

(委任)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成一八年規則六九号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(平成十一年六月規則第四十一号で、同十一年六月一日から施行)

付 則 (平成一八年七月二〇日規則第六九号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十五条の次に二条を加える改正規定 (第十六条に係る部分に限る。) は、公布の日から施行する。